

弁護士による 企業に役立つ法律セミナー
労働関係の「落とし穴」シリーズ

(第2回)

パワハラ・セクハラ・労災・過労死の使用者責任について

高額な損害請求
が出てからでは
遅い!

主催: MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪) 大阪府雇用推進室労政課 大阪府総合労働事務所

- ◆ 日 時 平成25年6月27日(木) 18:30~20:00(セミナー)
20:00~21:00(交流会)
- ◆ 場 所 ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO) 北館3階 309号室
東大阪市荒本北1-4-17(近鉄 けいはんな 線「荒本駅」下車5分)
- ◆ 内 容

経営者・使用者のみなさん! 社員が起こした「パワハラ・セクハラ」、社員が被った「労災・過労死」この場合の会社の責任をご存じですか?

「うちの会社は大丈夫!」と思っている方、本セミナーを聞けば、「こんな言動で、パワハラ・セクハラで訴えられてしまうの?」と驚くとともに、その損害賠償額の大きさに、2度びっくり!? 予防策を講じているのといないのでは、随分違いますよ!

講師は、主に企業・行政側に立って労働問題を取り扱う「新世綜合法律事務所」に所属し、依頼者に対しては、いつも親身になって対応することを心掛けている 福岡 寛樹(ふくおか ひろき) 弁護士です。

なお、質問や簡単な相談は、交流会でお答えしますのでご参加をお待ちしています。交流会には、講師をはじめ労働法関係に詳しい弁護士5名が参加の予定です。

※今後の予定

- 第3回 7月29日(月) 懲戒・退職金・解雇・労働審判 永田 貴久 弁護士
- 第4回 8月 7日(水) 時間外手当・休職・年休・病欠 森 和孝 弁護士
- 第5回 8月29日(木) 営業秘密・高齢者雇用・事業承継 松田 誠司 弁護士

- ◆ 参加費 無料(交流会は1,000円)
- ◆ 対 象 ものづくり中小企業、支援機関など
- ◆ 定 員 30名(先着順・定員に達し次第、締め切らせていただきます)
- ◆ 申込方法 FAX(下記申込書に記載)又はインターネットでお申し込みください。
インターネットは、問合せ先のホームページにアクセスしてください。
- ◆ お問合せ先
ものづくりビジネスセンター大阪(河嶋・南浦) Tel 06-6748-1052
ホームページ⇒ から、「MOBIO Cafe 開催案内」をご覧ください。
<http://www.m-osaka.com>

企業に役立つ法律セミナー 労働関係の「落とし穴」第2回 参加申込書

FAX06-6748-1062

※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
住 所	〒		
交 流 会	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※ 交流会は20:00より、南館2階テラスにて立食・軽食スタイルで開催します。(会費1,000円)